

実施要領に係る注意事項について

▼対象機械について

≫ 単品での本体価格が80万円以上（税込）の農業機械が対象となります。

≫ 単品での本体価格が80万円に満たない機器の合算金額で80万円以上としても対象となりません。

例) 対象外：自走式草刈機（30万円）＋溝切機（25万円）＋自走式噴霧器（50万円）＝105万円

対象外：自走式草刈機（30万円）×3台＝90万円

対象外：中古トラクター（60万円）＋マルチャー（35万円）＝95万円

対象外：色彩選別機（120万円）＋粃摺機（80万円）＋石拔機（30万円）＋計量機（15万円）＝245万円

※色彩選別機（120万円）＋粃摺機（80万円）は対象となります。（単体でも対象）

≫ 本体機械との同時購入で、本体機械の附属品あるいは本体への脱着機器として、営農上必要であると判断できる場合は80万円以下でも対象となります。

例) 対象：トラクター（300万円）＋肥料散布機（40万円）＝340万円

対象：田植機（200万円）＋箱施用剤散布機（15万円）＋除草剤散布機（10万円）＝225万円

対象：コンバイン（300万円）＋デバйда（20万円）＝320万円

対象：色彩選別機（120万円）＋コンプレッサー（12万円）＝132万円

※ 中古機械の場合は、耐用年数（納入事業者が当該機械を初めて納品した日から7年間）が2年以上残っているものとします。

なお、申請時には経過年数の証明（販売店が証明する書類等）が必要となります。

▼補助率等について

要望多数の場合は、内容を審査の上、優先度を鑑みて交付対象者を決定します。

また、補助上限額や補助率についても変更する場合がありますのでご了承願います。

▼その他

機械の組み合わせでご不明な点がございましたらお問い合わせください。